

予定価格等事後公表の制度・運用方法について

宇治市において試行実施する予定価格、最低制限価格及び低入札調査制度に係る調査基準価格等の事後公表制度の運用について、お知らせします。

1. 実施開始時期

令和元年10月1日以降に公募を開始する案件から適用します。

2. 対象案件

工事案件のうち、予定価格が1億円以上の一般土木工事、建築工事で発注する案件とします。

3. 事後公表とする項目

この制度運用において新たに事後公表とする項目は、以下のとおりです。

- ① 予定価格
- ② 最低制限価格
- ③ 低入札価格調査制度にかかる調査基準価格

4. 最低制限価格の決定方法について ※詳しくは別紙をご覧ください。

- ① 計算式は、平成28年度公契連モデルを採用します。

<H28モデル>

項目	設計額（税抜き）	係数	
直接工事費	A	0.95	A'
共通仮設費	B	0.90	B'
現場管理費	C	0.90	C'
一般管理費	D	0.55	D'

- ② ①で算出した現場管理費(C')に補正係数として「 α 値」を乗じることとします。

ただし、低入札価格調査制度の対象案件となるものについては、補正係数は用いないこととします。

※低入札価格調査制度における調査基準価格はH28公契連モデルによる算出のほか、必要

に応じて予定価格の70%から90%の範囲で設定することがあります。

- ③ ①で算出した「直接工事費」「共通仮設費」「一般管理費」と②で算出した額（ $C' \times \alpha$ 値）との合計額（10 円未満切捨て）を持って、最低制限価格とします。

※予定価格（税抜き）の90%を超える場合は90%で、70%に満たない場合は70%とします。（いずれも10円未満切捨て）

- ④ それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては平成28年6月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

5. 補正係数「 α 値」の決定方法について

- ① 「 α 値」は原則として総務部長、建設部長、都市整備部長の3名が工事の難易度等を考慮し算出します。
- ② 各委員の算出する「 α 値」の値は1.00~1.05の6段階とします。
- ③ ②により算出された値を平均し、小数点第4位を四捨五入します。
最終的に「 α 値」は1.000~1.050の51通りとします。

6. 予定価格、最低制限価格決定調書の作成

予定価格及び最低制限価格（低入札調査基準価格）は総務部長が決定します。

7. 閲覧設計書について

公募開始時に公表しております「閲覧設計書」は、内容、公表範囲については、今までと変更ありません。

8. 予定価格及び最低制限価格の公表時期

予定価格及び最低制限価格は、入札結果と併せて公表することとします。

公表方法は、現在の入札結果の公表と変更ありません。

ただし、「 α 値」については、公表の対象とはしません。

※京都府が採用しているような開札前に予定価格を公表し、質疑を受け付ける方式は採用しません。

9. 質疑期間について

質疑期間は現行どおりとし、実施要領にて期間をお知らせします。公告、お知らせ等に定めがない場合は、心得等によることとします。

設計内容等に疑義がある場合にも、必ず質疑をあげてください。

10. 設計金額に誤りがあった場合

- ・ 契約締結までに誤りが判明した場合には、原則として入札を中止し、再度手続を行います。
- ・ 契約締結後に誤りが判明した場合には、基本的には変更契約で対応しますが、内容によっては、協議により契約解除となる場合もあります。

11. 低入札価格調査制度対象案件について

- ① 低入札価格調査制度の対象となる案件については、補正係数「 α 値」は適用しません。
- ② 調査基準価格の算出方法は、現行制度の運用から変更ありません。
- ③ 低入札価格調査制度の対象となる案件で、予定価格等を事後公表する案件については、電子入札システムで入札書を提出（紙入札含む）する際に、入札額にかかわらず全ての入札参加者に当該価格で入札した理由書の提出を求めます。

12. 法令遵守の徹底

予定価格等の事後公表の試行実施にあたり、市職員に対しては、発注事務にかかる秘密の保持及び適切な管理、法令遵守について、より一層の徹底を図ってまいります。入札に参加される皆様も法令遵守の徹底及び周囲に疑惑や不信を招かれることのないようお願いします。

万一、公表前の予定価格等の未公開、非公開情報を入手しようとする行為があったと認められた場合には、情報を得たかどうかにかかわらず、宇治市職員倫理規程に基づき、内容を文書等により記録し、組織的対応を取るとともに、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づき、18か月間の指名停止措置を行います。また、内容により公正取引委員会等の関係機関に通報又は連絡する場合があります。

宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

(不正又は不誠実な行為)

4別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格事業者等が有資格事業者の業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(8)宇治市が発注する建設工事等にかかる予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。

最低制限価格算出イメージ

項目	設計額 (税抜き)	係数	最低基準価格
直接工事費	A	0.95	A'
共通仮設費	B	0.9	B'
現場管理費	C	0.9	C'
一般管理費	D	0.55	D'
			A' + B' + C' + D'

補正係数(α値)	
委員A	①
委員B	②
委員C	③
平均	【α値】

1.00~1.05 (委員A, B, C)
1.000~1.050 (平均)

直接工事費	A'	→	A'	
共通仮設費	B'		B'	
現場管理費	C'		×【α値】→	C''
一般管理費	D'		→	D'
			A' + B' + C'' + D'	

最低制限価格

※予定価格の90%~70%

<具体例>

	税抜き	税込み
予定価格	121,300,000	133,430,000

◎一般土木工事の場合

1. 補正係数(α値)の算出

委員A	1.00] 平均値 1.00667	➡ 補正係数(α値) 1.007 ※小数点第4位 を四捨五入
委員B	1.02		
委員C	1.00		

2. 最低制限価格の計算

	設計額 (税抜き)		係数		補正係数 (α値)	最低制限価格	
直接工事費	71,932,654	×	0.95	68,336,021		68,336,021	
共通仮設費	8,465,232	×	0.90	7,618,708		7,618,708	
現場管理費	24,165,795	×	0.90	21,749,215	×	1.007	21,901,459
一般管理費	16,736,319	×	0.55	9,204,975		9,204,975	
						107,061,160	

円未満切捨て

合算後は10円未満切捨て

◎建築工事の場合

1. 補正係数(α値)の算出

委員A	1.05] 平均値 1.04333	➡ 補正係数(α値) 1.043 ※小数点第4位 を四捨五入
委員B	1.03		
委員C	1.05		

2. 最低制限価格の計算

	設計額 (税抜き)	各項目に区 分する額		係数		補正係数 (α値)	最低制限価格	
直接工事費	71,933,744	64,740,370	×	0.95	61,503,351		61,503,351	
共通仮設費	8,465,232	8,465,232	×	0.90	7,618,708		7,618,708	
現場管理費	24,165,795	31,359,169	×	0.90	28,223,252	×	1.043	29,436,851
一般管理費	16,736,319	16,736,319	×	0.55	9,204,975		9,204,975	
							107,763,880	

円未満切捨て

予定価格(税抜き)は公共建築工事積算基準により算出

合算後は10円未満切捨て

平成28年6月

宇治市総務部契約課

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、平成28年6月10日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）	直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格	×0.95	×0.9	×0.9	×0.55

* 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。

* 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。

* 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。

* 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。